

■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧【者】※18歳以上

	制度の種類	対 象 要 件																		お問い合わせ 窓口及び利用手続	掲載頁
		身 体 障 害 の 範 囲									知的障害の程度				精神障害者の程度						
		障害の程度	視	聴・平	音・言 そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性		内部	㊤	A	㊦	B	1級	2級	3級			
医療・保健	重度心身障害者医療費助成	1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		所得制限あり。※精神➡自立支援（精神通院）受給者証所持者で通院に限る。	①・②	5	
	自 立 支 援 医 療 （更正医療）		○	○	○	○	○	○	○	○								施術により機能障害の軽減可能なもの。	①・②	5	
	自 立 支 援 医 療 （精神通院医療）														○	○	○		①・②	6	
	後期医療制度の認定加入	1級～3級、 4級の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		65歳以上75歳未満の人が後期高齢者医療制度に早期加入できる。（通常は75歳から加入）	②・⑧	6	
手当・年金等	障害基礎年金 （1級・2級）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・国民年金に加入している間または60歳以上65歳未満に初診日がある場合（納付要件あり） ・20歳前に初診日がある場合（所得制限あり） 診断書による認定（障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	初診日に加入している年金が ・国民年金加入者… ②・③ ・厚生年金加入者…三原年金事務所 （0848）63-4111	7	
	特別障害給付金 （1級・2級）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		国民年金の任意加入期間に未加入であったために障害基礎年金の対象とならない人（所得制限あり） 診断書による認定（障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	③	7	
	特別障害者手当 障害児福祉手当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得制限あり。障害児福祉手当の対象は20歳未満。 原則として、診断書による認定。 （障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	①・②	8	
	特別児童扶養手当 （1級・2級）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象は20歳未満。 所得制限あり。 原則として、診断書による認定。 （障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	①・②	8	
	重症心身障害児福祉年金	1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					対象は20歳未満。 ○印が該当	①・②	9	
	重度心身障害者介護手当	1 級、㊤					○	○			○							対象の障害を有する5歳以上20歳未満の児童を介護又は療育している場合。	①・②	9	
	心身障害者扶養共済	1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者の保護者が加入時に65歳未満であること。掛金の減額制度がある。	①	10	
	腎臓機能障害通院交通費補助事業									腎臓								対象要件あり、一部所得制限あり	①・②	11	
	補装具・日常生活用具	補装具・日常生活用具の給付		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△						補助具は○印のみ。 日常生活用具は、○・△印を対象とする。 障害程度範囲等の要件あり。	①・②	12
盲導犬の給付		1級	○															資格審査あり。	広島県障害者社会参加推進センター ①	16	
自動車運転免許取得助成		1級～4級		○	○	○	○	○	○	○								対象は18歳以上。	①・②	16	
自動車改造費の助成		1級～4級					○	○	○									対象は18歳以上。所得制限あり。	①・②	16	
車いす等の貸出							○	○	○									在宅で福祉機器が必要な高齢者や障害のある人	三原市社会福祉協議会（0848）63-0570	29	
税・マル優制度	所得税、住民税算定上の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害の程度に応じ税額が減額 住民税は、合計所得が135万円以下なら申告等により非課税。	所得税…税務署・勤務先 住民税… ⑤	17	
	相続税算定上の控除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	三原税務署 （0848）62-3131	17	
	自動車税、 自動車取得税の減免	本人が運転する場合 同一生計者又は 常時介護者が運転する場合	2～4 1～4	聴覚 2～3 平衡3 聴覚 2～3 平衡3	喉頭摘出 による音声3 喉頭摘出 による音声3	1～2 1～2	1～6 1～3	1～3 5 1～3	1～2 1～2	1～6 1～3	1～3 1～3				○ ○			軽自動車税については、市町により条件が異なる。	・軽自動車税…⑤ ・自動車税…広島県東部県税事務所 （尾道分室）（0848）-25-2011 ・自動車取得税 広島県東部県税務所松永庁舎 （福山自動車検査登録事務所内） （084）-933-3171	18	
	新マル優制度 （預貯金等利子非課税）	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一定の預貯金、公債（措置法適用分） （限度額各3 5 0万円）	取扱金融機関の営業所等で手帳呈示 （手帳に住所・氏名・生年月日の記載がない場合は住民票（写）等呈示）	19	
	運賃割引・NHK受信料の免除等	旅客運賃の割引	J R	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○写真付	○写真付	○写真付	1種（介護用） 2種（単独用片道100km超）	乗車券購入時に手帳を提示
県内の旅客船			全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1種（介護用） 2種（単独用片道100km超）	乗船券購入時に手帳を呈示 乗船運賃割引申込書を提出	
バス・電車 アストラムライン			全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1種（介護用）、2種（単独用）	手帳を呈示		
県内のタクシー		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				広島県内の各タクシー協会に加盟する事業者の営業車に乗車した場合、メーター表示額の1割引。	手帳を呈示		
障害者優待乗車証、乗船券		身体（1種） 療育/精神（全）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者優待乗船券は鞆浦町に居住する人	①・②	23
重度障害者タクシー券		身体（肢体不自由1級） 療育㊤/精神（1級）					1	1	1	1	1			○				対象のタクシーに乗車する際に使用できるタクシー券	①・②	23	
有料道路通行料金の割引		本人が運転する場合 介護者が運転する場合1種	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○							本人、又は家族の車等を本人（18歳以上）又は介護者が運転するとき。手帳に証明印必要	①・②	24
NHK放送受信料の 減免		全免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同一住所の方が市町民税非課税	①・②	24
		半免	視聴覚障害 重度の身体（1・2級）知的・精神障害	○	聴覚		1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	○	○			○		世帯主が障害を有し、かつ受信契者の場合。	三原市福祉事務所で証明が必要	
その他	市営住宅への入居 （一般世帯より当選率が2倍）	1級～4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		所得制限等制限あり。	市営住宅指定管理者 三原市営住宅管理グループ （0848）62-1800	28	
	県営住宅への入居 （一般世帯より当選率が高くなる）	1級～4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		所得制限等制限あり。	各地域の県営住宅指定管理者 ※指定管理者：県HPまたは県庁住宅室 でご確認ください。	28	
	身体障害者世帯向け県営住宅	1級～4級						○	○		○							所得制限等条件あり。			
	生活福祉資金の貸付	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総合支援資金、更正資金、福祉資金、教育支援資金等	三原市社会福祉協議会 三原地域センター （0848）63-0570	28	
	コミュニケーション支援	意思疎通・情報 取得の困難な人	○	○	○													手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・朗読テープ等の 作成、★重度障害者入院時コミュニケーション支援	ボランティアセンター（0848）67-9339 ★は障害者福祉課（0848）67-6060	26-27	
	思いやり駐車場		1～4	平3・5		1・2	1～6	1～3・ 5	1・2	1～6	1～4	○	○			○			①・②・⑦	29	
	駐車禁止規制の適用除外		1～3、 4の1	聴覚 2～3 平衡3		1、 2の1 2の2	1～4	1～3	1～2 （一上肢のみに 障害がある 場合を除く）	1～4	1～3	○	○			○			歩行困難な人が現に使用中の車両（同乗する車両を含む）	三原警察署 代表（0848）67-0110	28
	N T Tの無料番号案内		1～6			1～2		1～2	1～2	1～2		○	○	○	○	○	○		N T T西日本ふれあい案内担当 0120-104174	29	
	携帯電話の基本使用料等割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各携帯電話会社	29	
障害福祉サービス等 各種サービス	全 （一部対象条件あり）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護保険優先 18歳以上は原則障害支援区分認定が必要です。	① ドリームキャッチャー （0848）63-3319 さ・ポート （0848）62-1736	25	
つどいの場 活動の場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	詳細は各会、センター	27-28		

※各種援護の対象要件については、これに記載した以外にも要件があることがありますので、詳しくは窓口でおたずねください。

①…三原市障害者福祉課（0848）67-6060

②…各支所地域振興課 本郷（0848）86-1111 久井（0847）32-7114 大和（0847）33-0222

③…三原市民民課（0848）67-6051

④…三原市子育て支援課（0848）67-6045

⑤…三原市民民課税 住民税（0848）67-6031 軽自動車税（0848）67-6030

⑥…東部厚生環境事務所 代表（0848）25-2011

⑦…三原市社会福祉課 地域共生係（0848）67-6058